



《会計・税務の知識》 国税の期間制限(除斥期間、消滅時効)

はじめに

本来納めるべき税金を納めていない場合、どこまで遡って税金を納める必要があるのでしょうか。

国の賦課・徴収を無制限に認めていては納税者の法的安定が得られないため、国税の賦課・徴収に関する期間制限を国税通則法等で定めています。今回はこの国税の期間制限に関して説明していききたいと思います。

1. 賦課権と徴収権

国税の期間制限には、賦課権の除斥期間と徴収権の消滅時効があります。

賦課権とは、税務署長が国税債権を確定させる処分、すなわち、更正、決定及び賦課決定を行うことができる権利です。徴収権とは、既に確定した国税債権の履行を求め、収納することができる権利です。

| | |
|----|-----------------|
| 賦課 | 税金を割り当てて負担させること |
| 徴収 | 具体的に税金を収納する手続き |

2. 賦課権の期間制限：除斥期間

賦課権の除斥期間とは、税務署長が納税確定の確定手続きを行うことができる期間のことをいいます。除斥期間を経過した後は賦課権の行使はできなくなります。

なお、自動確定の国税については、賦課行為が無い場合、除斥期間の問題は生じなくなります。自動確定の国税としては源泉所得税や延滞税・利子税等があります。

[除斥期間の起算日]

| | | |
|--------|-------------------|----------------|
| 申告納税方式 | 法定申告期限の翌日※ | |
| 賦課課税方式 | 課税標準申告書の提出を要する国税 | その提出期限の翌日 |
| | 課税標準申告書の提出を要しない国税 | その納税義務の成立の日の翌日 |

※但し、還付請求申告書に係る更正の場合は当該申告書を提出した日の翌日が起算日となる。

[除斥期間]

| 区分 | | 期間※1 | |
|--------------|-------------------|--------|----|
| 更正・決定 | | 5年 | |
| 純損失等の金額に係る更正 | | 5年 | |
| 増額賦課決定 | 課税標準申告書の提出を要するもの | 提出した場合 | 3年 |
| | | 不提出の場合 | 5年 |
| | 課税標準申告書の提出を要しないもの | | 5年 |
| 減額賦課決定 | | 5年 | |

※1 脱税による場合には7年

※2 平成30年4月1日以降に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額からは10年

[税目別更正の期間制限]

| 対象税目 | 更正の期間制限 | |
|-------------------|---------------------|-----|
| 申告所得税 | | 5年 |
| | 純損失等の金額に係る更正 | 5年 |
| | 国外転出時の特例がある場合の更正決定等 | 7年 |
| 法人税 | | 5年 |
| | 純損失等の金額に係る更正 | 9年※ |
| | 移転価格税制に係る更正 | 6年 |
| 相続税、消費税及び地方消費税、酒税 | | 5年 |
| 贈与税 | | 6年 |
| 上記以外 | | 5年 |

※ 平成30年4月1日以降に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額からは10年

3. 徴収権の期間制限：消滅時効

国税の徴収権について、権利を行使できる期間に制限があり、これを経過すれば国は国税を徴収できなくなります。これを消滅時効といいます。

[起算日]

原則その国税の法定納付期限の翌日

[消滅時効の期間]

原則5年。但し、脱税の場合には7年

(担当：坂本)